

英国EU離脱(Brexit) アップデート

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

先月の英国総選挙では、政府が圧倒的過半数の議席を確保し、EU離脱をめぐる議会の膠着状態を打開しました。本アラートでは、EU離脱に関する次のステップと、欧州で事業を営む日本企業グループへの潜在的な影響に関する最新動向について概説します。

重要なポイント

- ▶ **今やEU離脱は現実**に: 保守党が圧倒的過半数を獲得したことは、2020年1月31日に英国がEUを離脱するための離脱協定を批准し、政府が法的に「EU離脱を完了する」ことを意味します。
- ▶ **当面の事業活動には影響なし**: 英国は、EU離脱後、2020年12月末までの11カ月間の移行期間に入ります。移行期間中は、EUとの現在の関係が基本的に維持される一方で、両者の将来の関係について交渉が行われます。この間、日本企業グループは英国とEUの事業を再編成できる可能性があります。
- ▶ **貿易協定の概要は明らか**: 合意された政治宣言では、包括的な自由貿易協定(FTA)が提唱されています。すなわち、ほとんどの物品およびサービスに係る関税をゼロにし、国境におけるチェックを最小限に抑えることを求めている物品についてはFTAの先例が多く存在しますが、サービス、規制、ヒトについては、この種の先例がありません。

- ▶ **再び押し迫る時間:** WTO規則の適用を回避するためには、2020年末までに貿易協定を交渉し、批准が完了する必要があります。この点につき、英国政府は期限を延長しないことを約束しています。
- ▶ **事業活動への影響について、2020年12月31日時点で貿易協定の合意か、または合意なき離脱となるかで異なります。**

選挙結果のEU離脱への影響

- ▶ 保守党が過半数の議席を獲得したことがすべてです。全野党より80議席も多い過半数を得た結果:
 - ▶ 2度目の国民投票やEU離脱の撤回の可能性がほとんどなくなりました。
 - ▶ 2020年1月31日の期限に間に合うように離脱プロセスを促進し、EUとの将来の関係と貿易協定に関する交渉を開始する権限が政府に与えられます。
 - ▶ 首相にとっては、交渉における戦略を練る余地が大きくなり、党の特定の派閥の影響は小さくなります。

事業計画の策定のための重要なメッセージ

- ▶ 移行期間中、英国のEUとの現在の関係は維持されるため、当面は事業活動に対する影響はありません。
- ▶ EU離脱プロセスが貿易交渉に進むにつれて、合意された政治宣言が企業の事業活動に与える影響の方向性が明らかになることが見込まれます:
 - ▶ 商品を物理的に移動する企業にとっては、FTAの先例が豊富にあることから、シナリオは比較的明確です。該当する企業は、制度変更の影響について十分に調査の上、新制度に向けて入念に準備する必要があります。
 - ▶ サービスを提供している企業(英国経済の大部分)、または厳しく規制がなされている企業の場合、この種のFTAには先例がないため、今後の方向性は曖昧です。状況は交渉が進まない限り分かりません。

今後の展開

- ▶ **離脱協定法案:** 英国EU離脱法案である離脱協定法案が1月9日に下院で可決されました。次のステップとして、上院で審議と投票が行われる予定です。英国の事実上の離脱日である2020年1月31日までに協定を成立・批准するため、1月に最終投票が行われる予定です。投票は、1)すべての保守党候補者が当該法案を支持すると約束し、2)慣習として上院はマニフェストにある政策を否決しないことから、形式的なものになると予想されます。
- ▶ **移行期間:** その後、英国は2020年12月に終了する予定の移行期間(実施期間)に入りますが、2020年6月末を期限として、両者合意の上、一度だけ移行期間を1年または2年間延長することができます。延長や貿易協定が合意されない場合、英国は合意なき離脱を迎えることになります。
 - ▶ 英国: ボリス・ジョンソン首相とサジド・ジャヴィド財務相は、11カ月でFTAを締結することは可能だと述べています。
 - ▶ EU: EUのミシェル・バルニエ首席交渉官は、スケジュールは非現実的だと述べています。
 - ▶ 合意なき離脱の場合、WTO規則が適用されることとなります。北アイルランドでは、北アイルランド議定書(離脱協定に定めるとおり)が最低6年間有効となります。
- ▶ **貿易交渉の目的に関する声明:** 離脱法が批准されてから30日以内に、政府は、3月に開始予定の貿易交渉の目的に関する声明を議会に提出する必要があります。
- ▶ **予算案:** EU離脱協定法案が可決された後は、2020年3月11日に発表される予算案に注意が向けられるものと考えられます。

政府が圧倒的過半数の議席を確保したため、離脱協定は2020年1月31日までに批准される可能性が非常に高くなっています。日本企業は、2020年12月31日に移行期間が終了する前に、英国のEU離脱に関する事業計画を見直すとともに、どのような行動を実施する必要があるかを検討することが推奨されます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ヨアヒム・ストブズ

クレア・ブル

ジョナソン・シェパード

パートナー

シニアマネージャー

シニアスタッフ

joachim.stobbs@jp.ey.com

clare.bull@jp.ey.com

jonathon.shepherd@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規制改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200123

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp